



長野県報

8月16日(月)
平成22年
(2010年)
第2191号

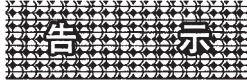
目次

告示

事務処理規則に基づき平成22年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	1
基本測量の実施(建設政策課).....	2
広域連合を組織する地方公共団体数の減少の許可(市町村課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業政策課).....	4
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(2件)(都市計画課).....	6
一般競争入札(2件)(住宅課).....	6
一般競争入札(生活排水課).....	8



長野県告示第503号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の6の(2)の規定により、平成22年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

経営体育成交付金交付要綱(平成22年6月30日付け22農振第187号農政部長通知)の規定に基づく交付金

行政改革課

長野県告示第504号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上田市真田町傍陽字峯山5481・5498(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5499、5502(次の図に示す部分に限る。)、5503、5504の2、5823から5826まで、5836、5837、5838のイ、5838のロ、5839から5844まで、字中島6910、6921、6922の1、

6922の2、6923、6964のイ、字年中6973から6976まで、6977の1、6978、7024

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第505号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字本沢4264の1、4264の8、4264の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第506号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字上大やち4699の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第507号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村駒場1025、1026、1027の1、1027の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第508号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木祖村大字小木曾4959の23、4959の24

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第509号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

平成22年9月17日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県長野地方事務所告示第4号

長野県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年7月15日付けで許可しました。

平成22年8月16日

長野県長野地方事務所長 小林 守 夫

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年8月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年8月16日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米川駄科停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市下久堅稲葉1561番の7地先から 飯田市下久堅稲葉1546番の30地先まで	旧	5.3~11.9 m	0.2400 km
同 上	新	5.3~11.9	0.2400
		14.6~69.2	0.2240

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

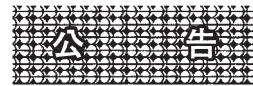
その関係図面は、告示の日から平成22年8月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年8月16日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 米川駄科停車場線
- 2 供用を開始する区間
飯田市下久堅稲葉1561番の7地先から
飯田市下久堅稲葉1546番の30地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年8月16日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月16日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラポール
- 3 代表者の氏名
宮 越 俊 雄
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字原173番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で、家族的な雰囲気のもとで、安心して暮らせるよう生活自立を支える事業を行い、地域福祉を住民と共に考え、住民参加の介護サービスにより、不特定多数の人々の利益の増進と地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月16日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢の実
- 3 代表者の氏名
松 山 博
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高柏原2830番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者に対して放課後支援等余暇支援活動と地域住民への啓発活動を行うことにより障害者福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室